

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年6月11日

近畿地方整備局

福井河川国道事務所長 三輪 準二

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本業務については、詳細設計等の成果と発注工事との整合性を確認するために、現場条件や各種基準との適合性等について点検するものであり、民間企業が実施した設計成果を発注者の立場から点検する必要があるため、特定の企業と関係しない公平・中立な立場が求められる。また、設計成果を設計と工事の施工の両面から点検するもので、設計に関する知識はもとより、公共工事の積算・施工方法などに精通した専門的知識と豊富な経験が求められることから、(社)近畿建設協会(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

### 2. 業務概要

(1)業務名 平成19年度福井河川国道事務所設計資料点検業務

(2)業務内容 詳細設計等の成果と発注工事との整合性を確認するために、現場条件や各種基準との適合性等について点検するもの

(3)履行期限 平成20年3月10日

### 3. 業務目的

本業務は、詳細設計等の成果と発注工事との整合性を確認するために、現場条件や各種基準との適合性等について点検することを目的とする。

### 4. 応募要件

(1)参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

#### 1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

#### 2) 技術力に関する要件

設計成果を設計と施工の両面から点検することから、設計に関する知識、各種技術基準、工事積算及び工事の施工方法についての専門的で幅広い知識を有していること。

また、国の設計に関する基準書等の取りまとめを行うことのできる技術力を有し、取りまとめの実績があること。

- 3) 中立性・公平性に関する要件  
建設コンサルタント等との資本・人的関係がなく、中立性・公平性が確保できること。
  - 4) 守秘性に関する要件
    - ・ 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
    - ・ 守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。
  - 5) 業務執行体制に関する要件  
近畿地方整備局管内に本・支社(店)または営業所があること。  
設計点検業務を実施する担当技術者と体制を確保していること。
  - 6) 業務実績に関する要件  
下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。
    - ・ 同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局（但し、港湾空港部を除く）が発注した設計点検業務
    - ・ 類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した設計点検業務
  - 7) その他近畿地方整備局長が必要と認めた要件  
災害時に本業務に関連する緊急的な業務に対し、迅速かつ確実に応援態勢がとれること。
- (2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

配置予定管理技術者

・ 資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

- ア) 1級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
- イ) 技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
- ウ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で技術士（建設部門）の資格、又は1級土木施工管理技士の資格を取得している者。
- エ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。
- オ) 国土交通大臣が技術士（建設部門）の資格と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者。

・ 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局（但し、港湾空港部を除く）が発注した積算補助業務

類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した一般国道又は一級河川に係る積算補助業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒918-8015 福井県福井市花堂南2-14-8

国土交通省近畿地方整備局 福井河川国道事務所 経理課契約係

TEL：0776-35-2661（代）（内線224）FAX：0776-35-2955

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成19年6月11日から平成19年7月6日まで

(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時00分から16時00分まで)

交付場所

(1)に同じ。

交付方法

手渡しとする。

(3)参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限

平成19年7月6日16時00分

提出場所

(1)に同じ。

提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2)関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3)当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：

平成19年7月19日 16:00

(4)近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5)詳細は説明書による。